

中央労福協ニュース NEWSLETTER

46

労働者福祉中央協議会（中央労福協）

発行人 高橋 均

〒101-0052

東京都千代田区神田小川町3-8 中北ビル5F

03-3259-1287 URL <http://www.rofuku.net>

第21回生活底上げ会議を開催

根本・野田市長の「公契約条例」を聞く

人間らしい労働と生活を求める連絡会議（生活底上げ会議、座長は持ち回りで今回は高橋事務局長）は5月13日、連合本部で弁護士、研究者、生活関連のNPO団体、事業団体など50名余りが集まって開催された。21回目を迎えたこの会議では、全国で初の「公契約条例」を制定させた千葉県野田市の根本崇市長をお招きしての勉強会をはじめ、三つの課題について意見交換を行った。

最初に、自治労社会福祉評議会事務局長の秋野純一氏から、現在政府が検討を進めている「地域主権戦略」の問題点について課題提起を受けた。すでに第1次地域主権一括法案が参議院を通過しており、障害者・老人施設や保育園などの最低基準までもが次々と撤廃されようとしている。秋野氏は「福祉の切り下げの自由を地方に与えようというもので、重大な制度変更にもかかわらず当事者が全く知らないまま進められようとしている」と批判。さらに現在検討されている「ひもつき補助金の一括交付金化」の対象に生活保護や社会保険までもが含まれていることに対して、「これではナショナルミニマムや社会保険の仕組みも解体してしまう」と強い懸念を表明した。

湯浅氏「パーソナル・サポーターによる寄り添い型の支援へ」

続いて、5月10日に内閣府参与に再任した湯浅誠氏から、内閣府で検討が進められている「パーソナル・サポート・サービス」の構想について報告を受けた。

湯浅さんも関わって政府は昨年来「ワンストップ・サービス・デイ」や「年末年始の生活総合相談」が実施され一定の成果をあげたが、限界も浮き彫りになってきた。緊急対応ではなく通常対応にするためにどうするか、そして、縦割りで権限を手放さない役所の壁をどう乗り越えるかだ。

いま検討されているのは、役所の窓口を一ヶ所に集めるのではなく、1人の生活困窮者に対し専門職「パーソナル・サポーター」が継続して関わり、就労や生活など必要なサービスを横断的にコーディネートして自立を支えていくこうというものだ。湯浅氏はこれを「専門知識をもった友人」と表現する。縦割りの制度本位ではなく、人本位での「寄り添い」「伴走型」のサポートへの組み替えをめざす。（左下の図参照）

秋からモデル事業が各地で始まり、1年かけて評価し、本格的な制度化につなげていく予定。労福協等が全国で展開しているライフサポート活動にも通じる発想であり、今後の展開が注目される。

根本市長の「公契約条例を全国に広げよう！」

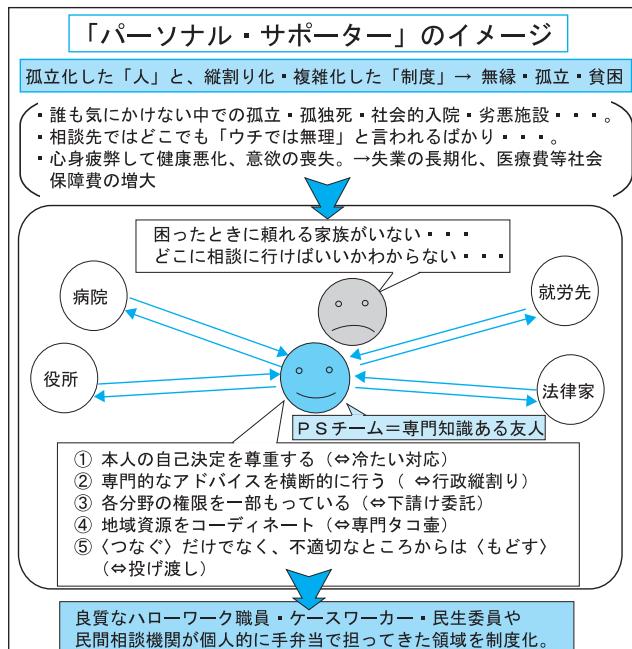
『公契約条例』とは、公契約を通じて公正な労働条件やサービスの質を確保しようという考え方で、全国初の公契約に最低賃金を定めた条例が野田市で昨年9月議会で、全会一致可決された。

根本市長（写真右下）は、「国に対しても働きかけてきたが動かないで、一石を投ずる意味で野田市が先陣を切った」と条例制定にかけた意気込みを語った。制定にあたっては、法令に抵触しないかなどの論点についてもクリアすべく整理し、若干のグレーゾンで決断した部分もあるが、条例を制定したことについて「プラスに評価されることがあっても非難されたことはない」という。

制度を導入した結果、人件費の適正化を反映して890万円の経費の上乗せになったが、これは野田市の予算のわずか0.2%であり、「やる気があればできる金額」であることを強調。また、対象業務の拡大や最低基準額の改善、実施してみて判明した問題点についても順次改善していくことを抱負を語った。

最後に市長は「全国初といふことで注目され各地から視察・講演要請が相次いでいるが、後に続く動きが広がっていない」として、「条例を作っていくこうという雰囲気を全国に盛り上げてほしい」と参加者に訴えた。

アメリカでは、労働運動と市民運動がいっしょになって「リビング・ウェイジ（生活できる賃金）」を求める運動に取り組んでいる。日本でも労働運動で取り組まれている「公契約条例制定運動」をどう市民運動へと裾野を広げていけるか。生活底上げ会議の今後の課題である。



消費生活相談員を任期の定めのない専門職に

地方消費者行政充実シンポが提言

悪質商法による被害にあわないようにするため、消費者が頼れる相談窓口のあり方を考えるシンポジウムが4月17日、東京しごとセンターで開催され、約150名が参加した。このシンポジウムは、地方消費者行政を充実させるための検討が消費者庁で本格的に始まるのに合わせて実行委員会形式で開催され、中央労福協も参加した。

前半は相談員から相談窓口の実情や、消費者庁・消費委員会から検討状況について報告を受けた。続いてパネルディスカッションが開かれ、相談窓口や相談員の待遇改善のあり方について、各パネラーが相談員や消費者の立場から意見をぶつけあい、池本誠司弁護士、辯師徳彦弁護士も加わって

論点を整理しつつ、消費者相談員の不安定な身分の課題について共通の認識を探っていった。

パネルディスカッションを受けて、相談窓口がすべての市町村に開設されるよう国が配置基準を定める、任期の定めのない専門職任用制度を新たに創設し、相談員の安定した雇用や資質の向上をはかるなどの提言が提起され、満場の拍手で採択された。

本シンポには、福島消費者担当大臣からのメッセージが寄せられたほか、衆議院消費者問題特別委員会の末松義規委員長、辻恵筆頭理事、小宮山洋子委員（いずれも民主党）も出席し挨拶を受けた。

すべての働く者の連帯で、「平和・人権・労働・環境・共生」に取り組み、労働を中心とする福祉型社会と自由で平和な世界をつくろう！

第81回メーデー中央大会開く

3万3,000人余が集った第8回中央メーデーが東京・代々木公園で開かれ、中央労福協は各事業団体とともに会場内で参加者に花の種などを配った。

連合・古賀会長は「日本にいる5500万人の雇用労働者こそが、ニッポンの原“働く”力であり、生活向上・維持のために、政府の責任による雇用の創出、働く者への適正な分配、特に非正規労働者への分配の強化、最低賃金の大幅な引き上げ」について、強いメッセージを述べた。

また出席した鳩山総理は「昨年の総選挙は働く人が報われる社会にするための政権交代であり、もっと時計の針を進めていかなければならぬ。安心な日本の世の中を作り出すことを約束し、引

き続きの支援をお願いしたい」と述べ、中小企業や失業者対策、地域活性化に力を入れ、雇用は連合とタッグを組みながら作っていく、と挨拶した。



中央労福協のテントの前で事業団体の参加者に挨拶する高橋事務局長

自分の「引き際」を見きわめること
は難しい。その地位に報酬だけではなく
名声や権力、権益などが結びついてい
るとなればなおのこと、引退を明らか
にしたとたんに取り巻きは一人去り二
人去り「生きた屍（しかばね）になつ
たに等しい」と喩える向きさえある。
東京検察審査会は四月一七日、東京地検特捜部
が嫌疑不十分で不起訴とした民主党の小沢幹事長
の政治資金規正法違反事件について「起訴相当」
とする議決をした。「これによつて東京地検は再捜
査し、七月末までに起訴か不起訴かの結論を出す
ことになるが、仮に不起訴とした場合でも、再び
検察審査会で「起訴相当」となれば、裁判所指定
の弁護士によつて強制起訴されることになるとい
う。検察審査会の議決を受け、マスコミはいつせ
いに「小沢幹事長辞めるべし」と煽り立て、自民
党はじめ野党は雀躍し、民主党内部にもさまざま
な意見や思惑が飛び交つている。たしかに素朴な
市民感情としては小沢幹事長の釈明には釈然とし
ない点が多い。しかし秘書などの関係者が起訴さ
れようなどうなろうと、「自分には何らやましい
ことはない」と一貫して主張しているのだから、
自らが判断し、辞める必要などないのは当然であ
り、他からとやかくいわれる筋合はない。結果
は七月の参議院選挙やその他の選挙で、「民主党
に対する評価」として国民が答えを出してくれる。
ただ哀れなのはそのことで重い荷物を背負わされ
苦闘を強いられている労働組合の活動家や熱心な
支持者だつた人たちである。出處進退の潔さを尊
ばず、ケジメに杜撰（すさん）な首脳や幹部の一
人よがりは、基盤となる組織や運動を停滞・麻痺
させ、古くからの友を遠ざける。過去の栄光や権
力を笠に着て天下り（わたり）に居座る官僚もま
た同様である。せめて社会正義を旨とする労働運
動のリーダーは常に進退に潔く、何事にもケジメ
を持つて当りたいものである。（良穂）

～地方労福協事務担当者研修会～

環境モデル都市・北九州市で開催

2010年度の事務担当者研修会は、4月22~23日、北九州市で、全国34都道府県労福協から45人の事務担当者等が参加し開催した。今回の研修会のメインコンセプトを「環境問題」とし、全国でも環境活動に積極的に取り組んでいる北九州市で、市の全面的協力を得て開催した。

研修会は、北橋健治北九州市長の歓迎挨拶を受けた後、高橋事務局長から「2020年ビジョン」をベースに「当面する中央労福協の課題」を中心に講義がなされた。

座学だけではなく次の講義では山崎事務局次長がコーディネーターとなって、日常の仕事を通じての「自身の目標管理」について、参加所同士のグループ討論を交え、「会話によるコミュニケーション、相互理解の



重要性」について学んだ(写真左下)。

さらに、三つの講義では、北九州市環境局環境モデル都市担当理事の松岡俊和氏から「北九州市の環境活動の取り組みについて」の報告を受け、翌日のフィールドワークの事前説明を受けた(写真右)。



「エコタウン」現地視察では、1960年代日本最悪の大気汚染、公害被害に対して自治体、市民、大学、民間企業と一体となって公害を克服した取り組み、「環境モデル都市」に指定され地域で地球温暖化防止、低炭素社会づくりの取り組みを視察した。特に、さまざまな廃棄物のリサイクル・リユースからエネルギー供給までの循環型社会の街づくりシステムの取り組みには、参加者の驚きとともに、「自らの環境意識を高めなくては」との声が上がっていた。

市民が主人公になる新しい働き方を目指して

「“協同労働の協同組合”法制化記念フォーラム」開催される

「“協同労働の協同組合”法制化記念フォーラム」(協同労働の協同組合ネットワークちば主催、千葉県労福協など12団体が後援)が5月9日、千葉県市川市市民会館で開かれた。

「協同労働」という働き方は介護や公共施設の運営など、生活に密着した分野で広がっている。法的根拠がないため、これまでNPOや企業組合などの形で事業を行うしかなかったが、協同労働を実践する団体を中心となり、法案要綱の整備や署名活動などの法制化運動を開始し、超党派の議員による「協同出資・共同経営で働く協同組合法を考える議員連盟」を結成、法案成立を記念したフォーラムとなるところ、政党内の手続きが済まず、提出されていないため、成立を祈念した決起集会となった。

「法制化をめざす市民会議」会長に就任している中央労福協の笹森会長は「戦後荒廃し資源のな

い日本を復興させたのは優秀な労働力であった。労働三法は戦後早々に成立している。今、この労働の世界は残念ながら壊されてしまった。壊された労働を救うことができる一つに協同労働がある。各地で協同労働の場を見てきて、働く原点を思い出した。働きたい人に職を与えるのは社会の責任であり、必要な法律は情熱をもって実現させよう」と呼びかけた。

第2回ブロック事務局長会議報告

2010年度第2回ブロック事務局長会議が4月13日(火)15:00~17:00明治大学紫紺館で開催された。協議事項・意見交換として、労金協会から、高利借換え運動「第2次気づきキャンペーン」を2010年度においても継続して取り組む旨の報告があった。また、改正貸金業法の完全施行に向けた最近の動向とセーフティネット貸付の充実に向けて、中央労福協が検討している政府資金による債務保証制度を組み込んだ貸付制度の創設の考え方について高橋事務局長から報告があった。特に、労金協会が検討している破産等により借りられなくなった勤労者に対する融資制度との関連について若干の議論を行い、課題を整理し今後とも議論を行っていくことを確認した。最後に、9月に予定をしている「ブロック会長・事務局長会議」の開催日程(9月13~14)および開催場所を東部ブロックで調整していくことを確認し、終了した。

『協同労働の協同組合』法制化記念フォーラムin市川 市民が主人公となる新しい働き方

『協同労働の協同組合』法制化記念フォーラム実行委員会

2010年5月9日 於：市川市市民会館



フォーラムで講演する笹森会長

鹿児島県労福協

自主福祉運動の強化を目指して

**「労福協・連合・労金・全労済合同研修会」を開催**

労福協、連合、労金、全労済の四団体は、3月2日から9日にかけて県下6ヶ所で4団体の共催による研修会を開催した。研修会には、連合地協・地域労福協の役員や労金・全労済の推進委員など延べ約450人が参加した（写真右下）。

この研修会は、労働運動や自主福祉運動が年々厳しい環境に置かれている中で、労福協・連合・労金・全労済が「ともに運動する主体である」ことの一体感をしめし、参加者に今後の労働者自主福祉運動のあり方を理解してもらうために開催した。

研修は、主催者を代表して県労福協代表が挨拶した後、労福協・連合から「自主福祉運動に対する各団体との連携強化」についての要請、労金からは「全国労金構想原案や当面の課題」、そして、全労済からは「国際協働組合年宣言や創立50周年事業など」について、各団体の代表者や担当者が報告提案を行った。

参加者からは「福祉運動を一体となって取り組むことの意義を再確認できた」とか、「四団

体の一体感が示せたのではないか」といった好意的な意見の他に、「一方通行の長時間研修で疲れた」との意見もあり、今後開催するときの課題にする。研修会に引き続き、参加者全員で懇親会を行い、更に参加者の連携を図ることができた。



埼玉労福協

「一般社団法人」への移行を確認**第13回通常総会を開催**

(社)埼玉県労働者福祉協議会は、3月26日にさいたま市にある勤労者福祉センター（ときわ会館）で第13回通常総会を開催し（写真下）、2010年度の活動方針ならびに2010～2011年度役員体制を決定した。

活動方針では、年内に「一般社団法人」への移行手続きを完了するよう、認可手続きを進めるとともに、「ネットワーク埼玉21運動」を通じた、地域やNPOとの連携強化、労金や全労済などの事業団体活動の推進に向けた取組みを積極的に進めることとした。

第14回通常総会では、片山理事長の後任に宮本重雄連合埼玉会長、鈴木専務理事の後任に竹花常勤理事が就任し、新体制による「着実な活動実践」を確認した。



岐阜県労福協

飛騨勤労者サポートセンターがオープン

岐阜県労福協は、4月1日に「飛騨地域勤労者サポートセンター」を飛騨支部事務所内に開設した。岐阜県内では初めてのセンターで、マスコミ各社から取材を受けた。

飛騨支部では、これまでも高山市・飛騨市・下呂市の協力を得ながら、勤労者に対する「なんでも相談会」を毎月1回土曜日に開催、不況の影響もあって相談件数が増えてきたため、2年前から平日も相談を受けられる常設窓口の開設に向けて準備委員会で協議を重ねてきた。

センターは常勤の相談員1名と飛騨支部職員1名の2名体制で、岐阜県から緊急雇用創出事業として委託され、最長2年間は、補助対象となっている。

岐阜県労福協では、引き続き岐阜地域でのサポートセンター開設に向けて、連合・労働福祉団体等と協議を進めしていく。

